

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対する

その後の措置状況について

1. 監査テーマ

「債権管理（県税に係るものを除く。）に関する財務事務の執行について」

2. 監査対象期間

「原則として令和5年度（必要に応じて過年度および令和6年度を含む）」

3 監査結果の概要

項目	結果（要是正）	意見
債権管理に関する財務事務の執行に係る監査の結果および監査の結果に添えて提出する意見	7件 （全般結果1件） （個別結果6件）	32件 （全般意見9件） （個別意見23件）

※対象所属が重複するもの有

4 総務部等所管分

対象所属	結果（要是正）	意見
行政経営推進課	1件 （全般結果1件）	1件 （全般意見1件） ※重複有
財政課		9件 （全般意見9件） ※重複有
会計管理局管理課		1件 （全般意見1件） ※重複有

5 総務部等所管分概要

項目	監査結果等およびそれに対する基本的な考え方
行政経営推進課 財政課 会計管理局管理課	<p>①調定の実施時期について（結果）</p> <p>県の債権管理は、債権が全て調定すべき時期に調定されることを前提に策定されているため、この前提が異なる場合、県の債権管理の有効性を損なう重大な問題になり得る。</p> <p>このため、債権を管理する全ての部署に対して、調定の時期について指導を改めて行うべきである。</p> <hr/> <p>滋賀県財務規則においては、歳入を徴収するときは、その内容について調査をし、適正であると認めるときは調定しなければならない旨規定しており、財務会計事務に係る研修等において改めて周知を図った。</p> <p>また、債権管理に係る研修等においても、滋賀県財務規則を遵守した債権管理を行うよう改めて注意喚起を行った。</p>
財政課	<p>②債権放棄の要件について（意見）</p> <p>県は、回収が極めて困難と判断する債権の範囲について、一定の指針を策定し、それに基づいて債権放棄するよう規定を整備することが望まれる。</p> <hr/> <p>回収が極めて困難と判断する債権については、外部有識者等で構成される滋賀県税外未収金処理方針検討委員会で意見聴取をするとともに、議会に対し債権管理の課題と今後の方向性について報告を行ったところ。</p> <p>引き続き、回収が困難と判断する債権の範囲や放棄手続き等の規定について、条例化に向けた検討を進めてまいりたい。</p>

<p>財政課</p>	<p>③発生する遅延損害金についての情報を共有した納付交渉の実施について（意見）</p> <p>長期滞留債権が多額に発生している要因として、遅延損害金を意識した納付交渉を行うことができておらず、債権額に対して安易に少額の方納を認めてしまっている可能性も推測される。</p> <p>このため、中長期的な改善に向け、まずは、各所管課の状況の把握に努め、情報システムの改修の要否も含め、どのように遅延損害金を算定し、催告書等にどのように記載すべきか手法の検討を進める必要があると考える。</p> <p>-----</p> <p>遅延損害金を念頭においた催告を行うよう、滋賀県債権回収対応マニュアルを改訂するとともに、研修などの機会を通して、遅延損害金の金額を踏まえた納付交渉の重要性について周知を行った。</p> <p>引き続き研修などの機会をとらえ、各債権所管課において遅延損害金を意識した納付交渉が行われるよう努めてまいりたい。</p> <p>-----</p>
<p>財政課 会計管理局管理課</p>	<p>④遅延損害金（延滞金・延滞利子等）の利率について（意見）</p> <p>各種貸付金の趣旨や、時代の変化に伴う今後の徴収のあり方を踏まえて、研究・検討しながら債権の特性把握に努めたうえで、民法の改正の趣旨も考慮し、県として遅延損害金の利率設定と見直しに関する在り方を検討する必要がある。</p> <p>-----</p> <p>改めて各貸付金の所管課で、法的根拠の確認とともに、近隣府県の制度内容、本県他制度との均衡などについて調査したところ、いずれの貸付金においても、遅延損害金の利率見直しを行う状況にないと考えているところ。</p> <p>引き続き、利率を含め、より適切な制度となるよう、近隣府県の状況や社会情勢等も踏まえた見直しに努めてまいりたい。</p> <p>-----</p>

令和6年度 滋賀県包括外部監査報告書 結果・意見一覧表

通し No.	対象所属等		項目		監査結果	
	対象所属等①	対象所属等②	大項目	小項目	結果 (要是正)	意見
1	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	滞留債権の回収、整理に関する目標値の設定について(全般意見1)		◎
2	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	調定の実施時期について(全般結果1)	◎	
3	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	県全体の債務者の名寄せについて(全般意見2)		◎
4	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	徴収不能引当金の算定について(全般意見3)		◎
5	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	滞留債権の債権保全の定めについて(全般意見4)		◎
6	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	債権放棄の要件について(全般意見5)		◎
7	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	発生する遅延損害金についての情報を共有した納付交渉の実施について(全般意見6)		◎
8	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	債権回収等に係る全庁的情報共有について(全般意見7)		◎
9	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	訴訟の実施状況について(全般意見8)		◎
10	財政課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	遅延損害金(延滞金・延滞利子等)の利率について(全般意見9)		◎
11	行政経営推進課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	滞留債権の回収、整理に関する目標値の設定について(全般意見1)		◎
12	行政経営推進課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	調定の実施時期について(全般結果1)	◎	
13	会計管理局管理課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	調定の実施時期について(全般結果1)	◎	
14	会計管理局管理課		債務管理に関する一般的な財務事務の執行	遅延損害金(延滞金・延滞利子等)の利率について(全般意見9)		◎
15	健康福祉政策課		生活保護返還金	債権管理業務の移管について(意見1)		◎
16	健康福祉政策課	湖東健康福祉事務所	生活保護返還金	債権管理台帳の整備について(結果1)	◎	
17	健康福祉政策課	湖東健康福祉事務所	生活保護返還金	督促等の実施に関する定め整備について(意見2)		◎
18	健康福祉政策課	湖東健康福祉事務所	生活保護返還金	分納期間、分納金額の取り決めについて(意見3)		◎
19	健康福祉政策課	湖東健康福祉事務所	生活保護返還金	健康福祉事務所の機能の集約化について(意見4)		◎
20	健康福祉政策課	東近江健康福祉事務所	生活保護返還金	健康福祉事務所の機能の集約化について(意見4)		◎
21	医療政策課		看護職員修学資金貸付金 他	未調定の債権について(意見5)		◎
22	医療政策課		看護職員修学資金貸付金 他	返還計画書の未提出から返還請求までの期間について(意見6)		◎
23	医療政策課		看護職員修学資金貸付金 他	延滞利子(遅延損害金)の利率について(意見7)		◎
24	医療政策課		看護職員修学資金貸付金 他	連帯保証人制度について(意見8)		◎
25	障害福祉課	(彦根子ども家庭相談センター)	児童保護措置費負担金	債権の回収方法について(意見9)		◎
26	障害福祉課	近江学園	近江学園使用料	債権ごとの消滅時効完成の時期の把握および債権管理台帳への記載について(結果2)	◎	
27	障害福祉課	近江学園	近江学園使用料	明らかに回収見込みがない債権の債権放棄について(意見10)		◎
28	子ども若者政策・私学振興課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	延滞利息(遅延損害金)について(結果3)	◎	
29	子ども若者政策・私学振興課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	債権管理台帳の整備について(結果4)	◎	
30	子ども若者政策・私学振興課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	収入未済額の他に未調定額が長期にわたって多額に存在することについて(意見11)		◎
31	子ども若者政策・私学振興課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	主債務者である借受人本人への通知について(意見12)		◎
32	子ども若者政策・私学振興課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	主債務者である借受人の死亡または長期間の所在不明時の対応について(意見13)		◎
33	子ども若者政策・私学振興課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	外部委託について(意見14)		◎
34	子ども家庭支援課		母子福祉資金貸付金 他	長期滞納債権の債権放棄について(意見16)		◎

通し No.	対象所属等		項目		監査結果		
	対象所属等①	対象所属等②	大項目	小項目	結果 (要是正)	意見	
35	子ども家庭支援課	彦根子ども家庭相談センター	児童保護措置費負担金	債権の回収方法について(意見9)		◎	
36	中小企業支援課		高度化資金	違約金(遅延損害金)について(意見17)		◎	
37	農政課		農業改良資金貸付金	法的措置の検討について(意見18)		◎	
38	水産課		沿岸漁業改善資金貸付金債権	連帯保証人への催告について(意見19)		◎	
39	水産課		沿岸漁業改善資金貸付金債権	納付誓約書の徴収について(結果5)	◎		
40	水産課		沿岸漁業改善資金貸付金債権	財産調査の実施について(意見20)		◎	
41	住宅課		県営住宅家賃 他	訴訟手続の事務負担軽減について(意見21)		◎	
42	住宅課		県営住宅家賃 他	連帯保証人または緊急連絡先並びに入居者の関係者への対応について(結果6)	◎		
43	教育総務課		滋賀県奨学資金	延滞利息(遅延損害金)について(意見22)		◎	
44	教育総務課		滋賀県奨学資金	長期滞納の債務者に対する督促について(意見23)		◎	
45	人権教育課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	延滞利息(遅延損害金)について(結果3)	◎		
46	人権教育課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	収入未済額の外に未調定額が長期にわたって多額に存在することについて(意見11)		◎	
47	人権教育課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	主債務者である借受人本人への通知について(意見12)		◎	
48	人権教育課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	主債務者である借受人の死亡または長期間の所在不明時の対応について(意見13)		◎	
49	人権教育課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	外部委託について(意見14)		◎	
50	人権教育課		滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金、滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金	債権管理に関する数値目標について(意見15)		◎	
※財政課債権回収特別対策室					小計	10	40
					合計	50	

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 行政経営推進課・財政課・会計管理局管理課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
行政経営推進課 財政課	<p>(通しNo.1)滞留債権の回収、整理に関する目標値の設定について(全般意見1)</p> <p>県全体の目標を設定するため、短期的には個々の債権の課題の全容解明を行うとともに県の債権管理そのものの課題の方向性を見極めることが必要である。そのうえで、回収、整理の段階にある債権に対しては、改めて県全体の債権の回収、整理に関する長期的な目標および計画を策定、公表し、進捗管理を行う等、全庁的、かつ、計画的に実施していく必要がある。</p>	<p>債権の実態把握を行うため、各債権所管課に対し、滞留が生じている理由など債権の種類ごとに全容解明を行うとともに、現状の課題把握に努めた。</p> <p>これらを踏まえ、債権回収、整理に関する目標および計画を策定し、計画的に債権管理を実施できるよう取り組んでまいりたい。</p>
行政経営推進課 財政課 会計管理局管理課	<p>(通しNo.2)調定の実施時期について(全般結果1)</p> <p>県の債権管理は、債権が全て調定すべき時期に調定されることを前提に策定されているため、この前提が異なる場合、県の債権管理の有効性を損なう重大な問題になり得る。このため、債権を管理する全ての部署に対して、調定の時期について指導を改めて行うべきである。</p>	<p>滋賀県財務規則においては、歳入を徴収するときは、その内容について調査をし、適正であると認めるときは調定しなければならない旨規定しており、財務会計事務に係る研修等において改めて周知を図った。</p> <p>また、債権管理に係る研修等においても、滋賀県財務規則を遵守した債権管理を行うよう改めて注意喚起を行った。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
財政課	<p>(通しNo. 3)県全体の債務者の名寄せについて（全般意見2）</p> <p>県税および他部署に情報共有することが債権管理上適切ではない合理的な理由がある債権を除き、複数の債権を跨る債務者情報の一元管理を目的とした全庁的ルールを定め、実施する必要がある。</p>	<p>貸付等の制度上重複して他の債権の債務者となり得ない債権が多く、一元管理の効果は限定的であることなどを踏まえ、慎重に検討してまいりたい。</p>
財政課	<p>(通しNo. 4)徴収不能引当金の算定について（全般意見3）</p> <p>徴収不能引当金を徴収不能実績率により算定する場合において、回収見込み額により算定する場合と比較して大きく乖離する債権については、明らかに徴収不能引当金が過少、すなわち資産が過大に計上されている状況となっている。このため、県は、個別に徴収不能引当金を算定する債権の範囲および該当した場合の算定方法を定め、それに基づき、地方公会計の決算書を作成するよう、県庁の決算書作成に関するルールを見直す必要がある。</p>	<p>徴収不能引当金については、総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、過去の不能欠損率を用い算定しているところであるが、債権放棄に係る統一的な基準の明確化を図り、回収が困難な債権を適切に不能欠損処理することを通じて、より実態に即した算定となるよう努めてまいりたい。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
財政課	<p>(通しNo. 5)滞留債権の債権保全の定めについて（全般意見4）</p> <p>滞納が続くと通常、債務者から資産に関する情報の取得が困難となるため、貸付時や滞納初期に当該情報を把握しておくことが重要である。特に、貸付時に主債務者や連帯保証人の「給与明細」等によって収入状況、勤務先、勤続年数等の基本情報を徹底的に把握すべきである。また、分割協議時に「課税証明書」、「源泉徴収票」、「確定申告書（あるいは市民税申告書）の写し」等の現在の所得を証明できる書類や「通帳のコピー」、「証券口座の残高証明書」、「不動産登記簿」、「車検証の写し」等の資産状況を証明できる書類の提出を求めるなど、催告技術を向上させるべきである。</p>	<p>債務者から徴取すべき証明書類については、滋賀県債権回収対応マニュアルに明示しているほか、研修などの機会を通じて、貸付時および滞納初期における情報収集の重要性について周知を行った。</p> <p>引き続き研修などの機会をとらえ、同マニュアルの周知や貸付時および滞納初期における情報把握の徹底を図り、各債権所管課の催告技術向上に努めてまいりたい。</p>
財政課	<p>(通しNo. 6)債権放棄の要件について（全般意見5）</p> <p>県は、回収が極めて困難と判断する債権の範囲について、一定の指針を策定し、それに基づいて債権放棄するよう規定を整備することが望まれる。</p>	<p>回収が極めて困難と判断する債権については、外部有識者等で構成される滋賀県税外未収金処理方針検討委員会で意見聴取をするとともに、議会に対し債権管理の課題と今後の方向性について報告を行ったところ。</p> <p>引き続き、回収が困難と判断する債権の範囲や放棄手続き等の規定について、条例化に向けた検討を進めてまいりたい。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
財政課	<p>(通しNo. 7)発生する遅延損害金についての情報を共有した納付交渉の実施について(全般意見6)</p> <p>長期滞留債権が多額に発生している要因として、遅延損害金を意識した納付交渉を行うことができておらず、債権額に対して安易に少額の分納を認めてしまっている可能性も推測される。このため、中長期的な改善に向け、まずは、各所管課の状況の把握に努め、情報システムの改修の要否も含め、どのように遅延損害金を算定し、催告書等にどのように記載するべきか手法の検討を進める必要があると考える。</p>	<p>遅延損害金を念頭においた催告を行うよう、滋賀県債権回収対応マニュアルを改訂するとともに、研修などの機会を通して、遅延損害金の金額を踏まえた納付交渉の重要性について周知を行った。</p> <p>引き続き研修などの機会をとらえ、各債権所管課において遅延損害金を意識した納付交渉が行われるよう努めてまいりたい。</p>
財政課	<p>(通しNo. 8)債権回収等に係る全庁的な情報共有について(全般意見7)</p> <p>好事例、失敗事例の共有等、情報の共有をより積極的に行い、より債権管理の実効性を高めていくことが必要である。債権回収に関する知見を個々の職員ではなく、組織に蓄積させる仕組みとするため、可能な範囲で債権管理の集約化を検討し続けることが重要だと考える。</p>	<p>各債権所管課と財政課で共同管理する債権の対象を拡大したほか、債権管理の集約化にも取り組んできたところ。</p> <p>引き続き、先行自治体における取組事例を踏まえ、各債権所管課の取組状況や課題について会議体で共有し、改善につなげていく仕組みの導入等、債権管理に係る知見を組織的に蓄積させる取組の検討を進めてまいりたい。</p>

令和6年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>財政課</p>	<p>(通しNo. 9)訴訟の実施状況について(全般意見8)</p> <p>従来は回収・時効更新の手法として訴訟を掲げてきたため、所管課が訴訟に踏み切ることを躊躇っていた面があったとのことであるが、今後は債権放棄の一つの要件として訴訟を提示することで、その意識が変わっていくことが期待される。また、未収金訴訟における弁護士費用等の予算のあり方をあわせて検討し、所管課が訴訟に踏み込みやすくする制度作りを進める必要がある。</p>	<p>法的措置が必要な債権については、専門性やノウハウが特に必要となることから、これまでから各債権所管課と財政課で共同管理し、財政課において訴訟による債権回収を実施しているところ。</p> <p>また、各債権所管課が、訴訟に踏み込みやすい環境づくりのため、弁護士への委託契約を見直し、簡便な方法で法的な相談対応ができる体制を整えたところであり、引き続き訴訟実施に繋がる取組を進めてまいりたい。</p>
<p>財政課 会計管理局管理課</p>	<p>(通しNo. 10)遅延損害金(延滞金・延滞利子等)の利率について(全般意見9)</p> <p>各種貸付金の趣旨や、時代の変化に伴う今後の徴収のあり方を踏まえて、研究・検討しながら債権の特性把握に努めたうえで、民法の改正の趣旨も考慮し、県として遅延損害金の利率設定と見直しに関する在り方を検討する必要がある。</p>	<p>改めて各貸付金の所管課で、法的根拠の確認とともに、近隣府県の制度内容、本県他制度との均衡などについて調査したところ、いずれの貸付金においても、遅延損害金の利率見直しを行う状況にないと考えているところ。</p> <p>引き続き、利率を含め、より適切な制度となるよう、近隣府県の状況や社会情勢等も踏まえた見直しに努めてまいりたい。</p>